

厚生労働省
群馬労働局発表
平成28年5月30日

【照会先】

群馬労働局労働基準部健康安全課
課長 齋田一行
主任労働衛生専門官 三澤弘
課長補佐 芳賀裕
(電話) 027-896-4736

報道関係者 各位

熱中症を予防しましょう

—県内の労使関係20団体に協力要請—

厚生労働省群馬労働局（局長 半田和彦）管内における過去4年間の熱中症発生状況を見ると、休業4日以上災害が平成24年に17人、平成25年に11人、平成26年に10人、平成27年に12人発生し、死亡災害も平成26年に1人発生しています。

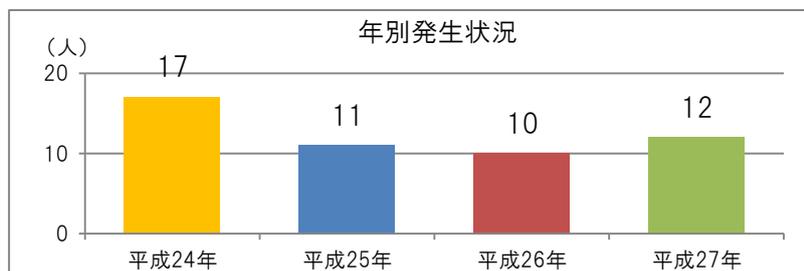
また、気象庁の関東甲信地方3か月予報では、本年6月から8月までは暖かい空気に覆われやすく40%以上の確率で気温は平年並みか高いと予報されています。

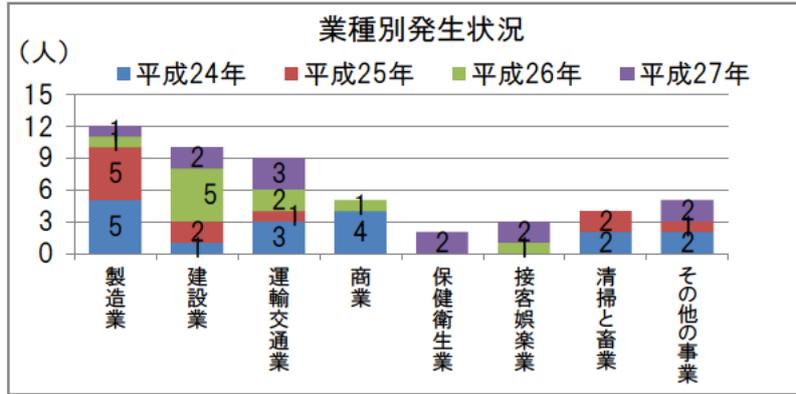
このような状況を踏まえて、群馬労働局では、事業場における熱中症予防対策の確実な実施を図るため、本日以降、県内の労使関係20団体に対し熱中症予防対策の重点的な実施について、協力を呼び掛けます。

1 群馬県内における熱中症による労働災害発生状況 (平成24年から平成27年まで)

休業4日以上となった熱中症による死傷者は、製造業、建設業の順に発生しています。熱中症による死傷者は、5月から9月に発生し、7月、8月で多く発生しています（平成24年から27年の合計値50件）。

熱中症の発生には、気象条件（気温・湿度・風通し）、健康状態が影響します。時間帯では12時台から15時台で多く発生しています。

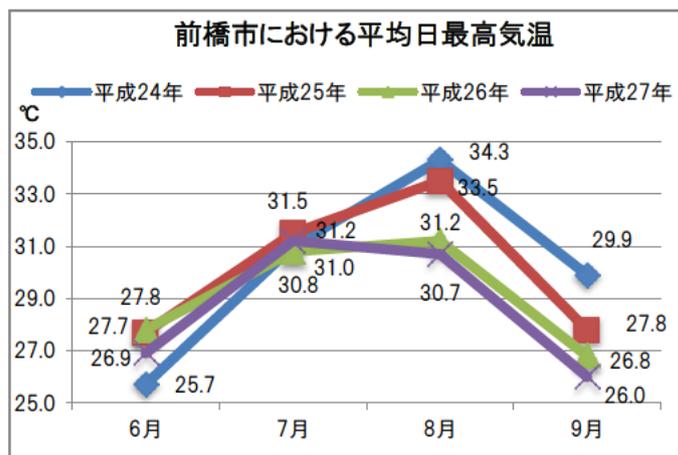




業種別、発生時期別発生状況

業種	5月	6月	7月	8月	9月	総計
製造業			6	5	1	12
建設業			6	4		10
運輸交通業			3	5	1	9
商業			2	3		5
保健衛生業		1		1		2
接客娯楽業	1		1	1		3
清掃・と畜			2	2		4
その他の事業			2	3		5
総計	1	1	22	24	2	50





年令、経験期間別発生状況

経験期間別	年代					
	~20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代~	総計
3か月以内	1	2	2			5
6か月以内	3	2	2			7
1年以内			1	1		2
1年以内計	4	4	5	1	0	14
3年以内	2		4	2	1	9
5年以内		1	2	1	2	6
10年以内	1	2	2	1	3	9
20年以内		1	4	2	3	10
30年以内			1		1	2
総計	7	8	18	7	10	50

2 職場における熱中症予防のポイント

(1) WBGT値（暑さ指数）の活用

・WBGT（湿球黒球温度）を求めて、基準値を超える場合には、身体作業強度の低い作業に変更するとともに、次の（2）以下の対策を徹底する。

※WBGT値算出方法

- ・屋内の場合及び屋外で太陽照射のない場合
 $WBGT値 = 0.7 \times \text{自然湿球温度} + 0.3 \times \text{黒球温度}$
- ・屋外で太陽照射のある場合
 $WBGT値 = 0.7 \times \text{自然湿球温度} + 0.2 \times \text{黒球温度} + 0.1 \times \text{乾球温度}$

(2) 作業環境管理

- ・作業場所のWBGT値の低減、休憩場所の整備等を図る。

(3) 作業管理

- ・連続作業時間の短縮や身体作業強度（代謝率レベル）が高い作業を避けるよう努める。
- ・計画的に、熱への順化期間（熱に慣れ、その環境に適応する期間）を設ける。
- ・水分・塩分の定期的な摂取の徹底を図るため、巡視などを行う。
- ・透湿性及び通気性の良い服装を着用させる

(4) 健康管理

- ・糖尿病、高血圧症、心疾患、腎不全等の異常所見があると診断された労働者については、医師等の意見を勘案した作業の転換等の措置を講じる。
- ・睡眠不足、体調不良、前日の飲酒、朝食の未摂取等について健康管理を行う。
- ・作業開始前、作業中の巡視による労働者の健康状態の確認を行う。

(5) 労働衛生教育

- ・管理者、労働者に対し、熱中症の予防方法、緊急時の救急処置等についての教育を行う。

(6) 救急処置

- ・緊急連絡網を作成し周知するとともに、熱中症を疑わせる症状が現われた場合は救急処置を施すとともに、必要に応じ医師の診察を受けさせる。

・WBGT値と気温、相対湿度との関係
 (日本生気象学会「日常生活における熱中症予防指針」Ver.1 2008.4から)

相対湿度(%)

		20	25	30	35	40	45	50	55	60	65	70	75	80	85	90	95	100
気温(°C) (乾球温度)	40	29	30	31	32	33	34	35	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44
	39	28	29	30	31	32	33	34	35	35	36	37	38	39	40	41	42	43
	38	28	28	29	30	31	32	33	34	35	35	36	37	38	39	40	41	42
	37	27	28	29	29	30	31	32	33	34	35	35	36	37	38	39	40	41
	36	26	27	28	29	29	30	31	32	33	34	34	35	36	37	38	39	39
	35	25	26	27	28	29	29	30	31	32	33	33	34	35	36	37	38	38
	34	25	25	26	27	28	29	29	30	31	32	33	33	34	35	36	37	37
	33	24	25	25	26	27	28	28	29	30	31	32	32	33	34	35	35	36
	32	23	24	25	25	26	27	28	28	29	30	31	31	32	33	34	34	35
	31	22	23	24	24	25	26	27	27	28	29	30	30	31	32	33	33	34
	30	21	22	23	24	24	25	26	27	27	28	29	29	30	31	32	32	33
	29	21	21	22	23	24	24	25	26	26	27	28	29	29	30	31	31	32
	28	20	21	21	22	23	23	24	25	25	26	27	28	28	29	30	30	31
	27	19	20	21	21	22	23	23	24	25	25	26	27	27	28	29	29	30
	26	18	19	20	20	21	22	22	23	24	24	25	26	26	27	28	28	29
	25	18	18	19	20	20	21	22	22	23	23	24	25	25	26	27	27	28
	24	17	18	18	19	19	20	21	21	22	22	23	24	24	25	26	26	27
23	16	17	17	18	19	19	20	20	21	22	22	23	23	24	25	25	26	
22	15	16	17	17	18	18	19	19	20	21	21	22	22	23	24	24	25	
21	15	15	16	16	17	17	18	19	19	20	20	21	21	22	23	23	24	

WBGT 値	注 意 25°C未満	警 戒 25°C~28°C	嚴重警戒 28°C~31°C	危 険 31°C以上
--------	---------------	------------------	-------------------	---------------

注 危険、嚴重警戒等の分類は、日常生活の上での基準であって、労働の場における熱中症予防の基準には当てはまらないことに注意が必要であること。

○添付資料

資料 No.1 熱中症を防ごう!!(群馬労働局)

資料 No.2 職場の熱中症予防対策は万全ですか?(厚生労働省労働基準局)

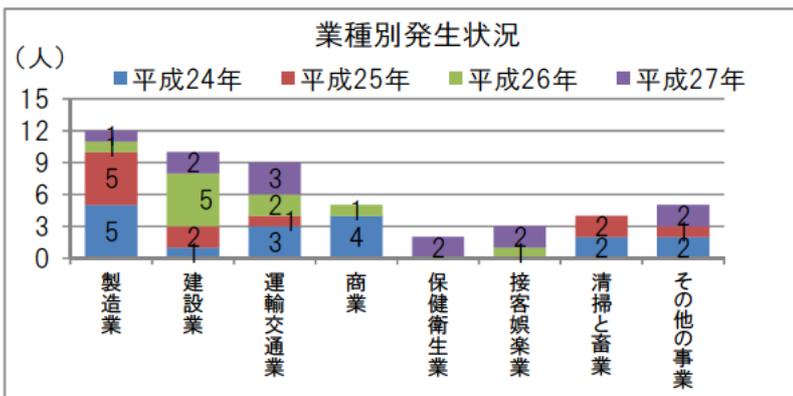
資料 No.3 熱中症予防対策要請先の労使関係20団体名簿

熱中症を防ごう!!

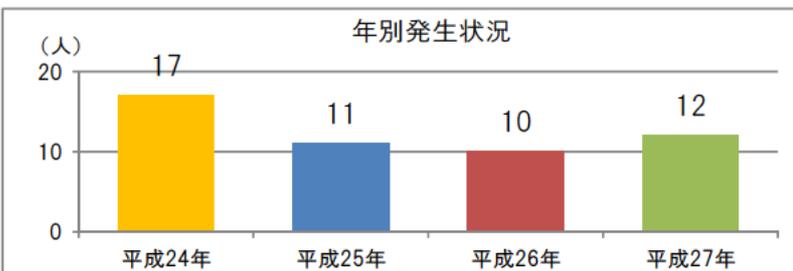
熱中症とは、高温多湿な環境下において、体内の水分及び塩分（ナトリウムなど）のバランスが崩れたり、体内の体温調整機能が破綻するなどして発症する障害の総称で、**めまい・失神、筋肉痛・筋肉の硬直、大量発汗、頭痛・気分の不快・吐き気・嘔吐・倦怠感・虚脱感、意識障害・痙攣・手足の運動障害、高体温**等のさまざまな症状が現れます。

群馬労働局管内で休業4日以上となった熱中症による死傷者数は、**製造業、建設業**の順に発生しています。

5月から9月に発生し、**7月、8月**で多く発生しています（平成24年から27年の合計値）。



業種	5月	6月	7月	8月	9月	総計
製造業			6	5	1	12
建設業			6	4		10
運輸交通業			3	5	1	9
商業			2	3		5
保健衛生業		1		1		2
接客娯楽業	1		1	1		3
清掃・と畜			2	2		4
その他の事業			2	3		5
総計	1	1	22	24	2	50

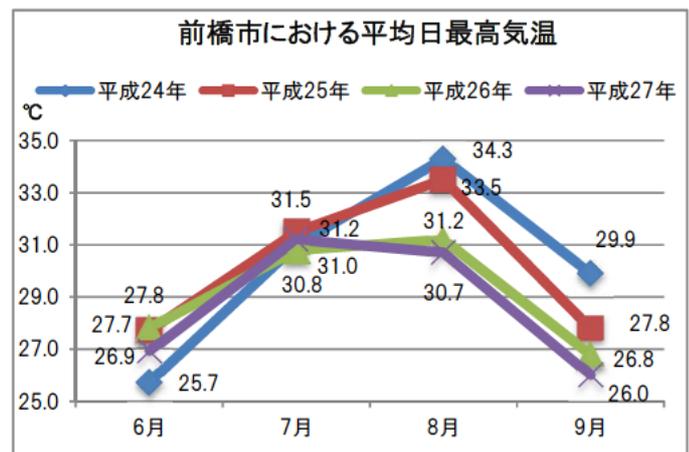


(資料：労働者死傷病報告)

(資料：労働者死傷病報告)

熱中症の発生には、**気象条件（気温・湿度・風通し）・健康状態**が影響します。

時間帯では**12時台から15時台で多く発生**しています。



(資料：気象庁 気象統計情報)

裏面もご覧ください

経験年数 1 年以内、40 歳代で多く発生しています!!

経験期間別	年代					総計
	～20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代～	
3か月以内	1	2	2			5
6か月以内	3	2	2			7
1年以内			1	1		2
1年以内計	4	4	5	1	0	14
3年以内	2		4	2	1	9
5年以内		1	2	1	2	6
10年以内	1	2	2	1	3	9
20年以内		1	4	2	3	10
30年以内			1		1	2
総計	7	8	18	7	10	50

(資料：労働者死傷病報告 (平成 24 年から 27 年の合計値))

管理者による

体調確認!!

作業前

作業後

- 寝不足
- 朝食抜き
- 二日酔い
- 不慣れ
- がまん



【群馬県内で発生した熱中症の死亡災害事例】

発生月時間	業種	発生状況	経験年数	年齢
平成 22 年 8 月上旬 午後 7 時頃	農業	朝の午前 5 時ごろから、トウモロコシ畑で害虫の防除作業中、夕方 7 時ごろになっても、作業場に戻ってこないため、不審に思った社長が畑へ駆けつけたところ、畑の中で倒れていたのを発見された。	4 か月	50 歳代
平成 22 年 8 月下旬 午後 2 時頃	製造業	請負事業場先の工場内で、朝から溶接ロボットを使用して溶接作業に従事していたが、午後になって喉の違和感と熱さを同僚に訴え、帰宅した。工場から 400 メートル離れたコンビニエンスストア駐車場付近で倒れているところ発見され、病院に搬送されたが、翌日午前 8 時 35 分に死亡した。	1 か月	40 歳代
平成 26 年 8 月上旬 午後 1 時頃	建設業	木造 2 階建てのバルコニー防水工事の作業を行っていたところ、熱中症により倒れ病院に搬送後死亡した。	10 年	60 歳代

熱中症にかからないためには

- ・ 自覚症状の有無にかかわらずこまめに水分・塩分を摂りましょう
- ・ 休憩は風通しのよい涼しい場所でとりましょう
- ・ 直射日光や照り返しを遮るようにしましょう
- ・ 透湿性・通気性の良い服を着用しましょう
- ・ 睡眠不足・体調不良にならないよう健康管理に気を付けましょう
- ・ 少しでも体調不良を感じたときは、早めに申し出て医療機関で受診しましょう

群馬労働局
労働基準部 健康安全課

〒371-8567 群馬県前橋市大手町2-3-1
Tel 027-896-4736 fax 027-896-2111
<http://gunma-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

職場の熱中症予防対策は万全ですか？

「熱中症」は、高温多湿な環境の中で作業や運動をすることにより、体内の水分や塩分のバランスが崩れ、体温調節機能がうまく働かなくなり、体内に熱がたまることによって、めまいや筋肉痛、吐き気、さらには、けいれんなどを起こす病気です。

屋外だけでなく、室内で何もしていないときでも発症し、救急搬送されたり、場合によっては死亡することもあります。

熱中症の予防のためにWBGT値を活用したり、労働衛生教育によって、労働者のための熱中症予防対策を行いましょう。

職場の熱中症予防対策は万全か、以下のチェックリストで自主点検しましょう。

① WBGT値（暑さ指数）を活用していますか？

<input type="checkbox"/>	現場でWBGT値を測定する場合は、黒球付きのWBGT測定器を使用しましょう。	
<input type="checkbox"/>	環境省熱中症予防情報サイトのWBGT予測値・実況値を利用する場合は、直射日光が当たる場所、照り返しがある場所、通風が悪い場所などでは、安全側に評価するよう配慮しましょう。	WBGT測定器 (例)
<input type="checkbox"/>	WBGT基準値（表1・表2）を超え、または超えるおそれがある場合には、熱を遮る遮へい物、直射日光・照り返しを遮る簡易な屋根、通風・冷房の設備の設置や連続作業時間の短縮、作業場所の変更などを行いましょう。	
<input type="checkbox"/>	WBGT基準値を大幅に超える作業場所で作業を行わせる場合は、単独作業を控え、休憩時間を長めに設定しましょう。	送風機 (例)

② 休憩場所は整備していますか？

<input type="checkbox"/>	冷房を備えた休憩場所・日陰などの涼しい休憩場所を設けましょう。	
<input type="checkbox"/>	氷、冷たいおしぼり、水風呂、シャワーなどの身体を適度に冷やすことのできる物品や設備を設けましょう。	日陰の確保 (例)
<input type="checkbox"/>	水分や塩分の補給を、定期的、かつ容易に行えるよう、飲料水などを備え付けましょう。	
<input type="checkbox"/>	現場管理者などが設置する休憩場所を借用する場合、それを借用する側の労働者に伝達しましょう。また、休憩場所を提供する側でも、休憩場所の利用を認めていることを提供する側の労働者に伝達するなど、休憩を取りやすい環境を作りましょう。	冷水機 (例)

③ 計画的に、熱に慣れ、環境に適応するための期間を設けていますか？

<input type="checkbox"/>	労働者が熱に慣れ、環境に適応しているか確認し、適応していない場合は、7日以上かけて高温多湿の環境での作業時間を次第に長くしましょう。
<input type="checkbox"/>	夏休みなど長期の休み明けは、熱に対する慣れの度合いが低下している可能性があることにも注意しましょう。



④ のどの渇きを感じなくても、労働者に水分・塩分を摂取させていますか？

尿の回数が少ない、または尿の色が普段より濃い状態は、体内の水分が不足している状態である可能性があります。水分や塩分の摂取を確認する表の作成、作業中の巡視での確認などにより、水分や塩分の摂取の徹底を図りましょう。



トイレに行きにくいことを理由として労働者が水分の摂取を抑えることがないよう、労働者がトイレに行きやすい職場環境を作りましょう。

⑤ 労働者に、透湿性・通気性の良い服装や帽子を、着用させていますか？

熱を吸収する服装、保熱しやすい服装は避け、クールジャケットなどの、透湿性・通気性のよい服装を着用させましょう。



日よけ用布 (例)

直射日光下では、通気性のよい、日よけ用布や帽子（クールヘルメット）などを着用させましょう。

⑥ 日常の健康管理など、労働者の健康状態に配慮していますか？

糖尿病、高血圧症、心疾患などの疾患は、熱中症の発症に影響を与えるおそれがあります。健康診断の際には、高温多湿場所での作業の有無または可能性について医師に伝えた上で、医師などの意見に基づき就業上の措置を徹底しましょう。

朝礼などの際には、睡眠不足、体調不良、前日の飲酒、朝食の未摂取、風邪などによる発熱、下痢などによる脱水など、熱中症の発症に影響を与えるおそれがある状態かどうかを確認しましょう。

作業中は労働者の心拍数、体温、尿の回数・色など、健康状態や水分・塩分の摂取状況を頻繁に確認しましょう。

高温多湿の作業場所での作業終了時に労働者の体温を測定し、必要に応じて、濡れタオルの使用などにより体温を下げるように努め、平熱近くまで下がることを確認できるまでは、一人にしないようにしましょう。

⑦ 熱中症を予防するための労働衛生教育を行っていますか？

熱中症の予防には、熱中症に対する正しい知識が不可欠です。高温多湿の作業場所の作業管理者には表3による教育をしましょう。



労働者にも、体調の異常を正しく認識できるよう、雇入れ時や新規入場時に表4による教育をするとともに、朝礼などの際にも繰り返し教育しましょう。

⑧ 熱中症の発症に備えて、緊急連絡網を作成などを行っていますか？

あらかじめ、緊急時に直ちに熱中症に対応できる近隣の病院、診療所の情報を把握の上、緊急連絡網や救急措置の手順を作成し、関係者に周知しましょう。



症状が急激に悪化する場合に備え、熱中症を疑う症状がなくなるまで、または病院などに搬送するまでは、可能な限り、労働者を一人にしないようにしましょう。

<参考 熱中症の症状と分類>

分類	I度	II度	III度
症状	めまい・失神、筋肉痛・ 筋肉の硬直、大量の発汗	頭痛・気分の不快・吐き気・ 嘔吐・倦怠感・虚脱感	意識障害・けいれん・ 手足の運動障害、 高体温
重症度	小	大	

II度に分類される症状が現れた場合は、病院などに搬送することが望ましく、
III度に分類される症状が現れた場合は、直ちに救急隊を要請する必要があります。

表 1. 身体作業強度などに応じたWBGT基準値

区分	身体作業強度（代謝率レベル）の例	WBGT基準値				
		熱に順化している人（℃）		熱に順化していない人（℃）		
0 安静	◆安静	33		32		
1 低代謝率	◆楽な座位 ◆軽い手作業（書く、タイピング、描く、縫う、簿記） ◆手と腕の作業 （小さいペンチツール、点検、組立てや軽い材料の区分け） ◆腕と足の作業 （普通の状態での乗物の運転、足のスイッチやペダルの操作） ◆立位 ◆ドリル（小さい部分） ◆フライス盤（小さい部分） ◆コイル巻き ◆小さい電気子巻き ◆小さい力の道具の機械 ◆ちょっとした歩き（速さ3.5 km/h）	30		29		
2 中程度代謝率	◆継続した頭と腕の作業（くぎ打ち、盛土） ◆腕と脚の作業 （トラックのオフロード操縦、トラクターや建設車両） ◆腕と胴体の作業 （空気ハンマーの作業、トラクター組立て、しっくい塗り、中くらいの重さの材料を断続的に持つ作業、草むしり、草掘り、果物や野菜を摘む） ◆軽量の荷車や手押し車を押したり引いたりする ◆3.5～5.5 km/hの速さで歩く ◆鍛造	28		26		
3 高代謝率	◆強度の腕と胴体の作業 ◆重い材料を運ぶ ◆大ハンマー作業 ◆草刈り ◆硬い木にかんなをかけたりのみで彫る ◆5.5～7.5 km/hの速さで歩く ◆重い荷物の荷車や手押し車を押したり引いたりする ◆鋳物を削る ◆コンクリートブロックを積む	◆シャベルを使う ◆のこぎりをひく ◆掘る	気流を感じないとき 25	気流を感じるとき 26	気流を感じないとき 22	気流を感じるとき 23
4 極高代謝率	◆最大速度の速さでとても激しい活動 ◆おのを振るう ◆激しくシャベルを使ったり掘ったりする ◆階段を登る、走る、7 km/hより速く歩く		23	25	18	20

※この表は、日本工業規格 Z 8504（人間工学—WBGT（湿球黒球温度）指数に基づく作業者の熱ストレスの評価—暑熱環境）附属書 A「WBGT熱ストレス指数の基準値表」を基に、同表に示す代謝率レベルを具体的な例に置き換えて作成したものです。

※熱に順化していない人とは、「作業する前の週に毎日熱にばく露されていなかった人」のことをいいます。

表 2. 衣類の組み合わせによってWBGT値に加えるべき補正值

下記の衣類を着用して作業を行う場合は、算出されたWBGT値に、各補正值を加えてください。

衣服の種類	作業服 （長袖シャツ とズボン）	布（織物）製 つなぎ服	二層の布 （織物）製服	SMSポリプロピレン 製つなぎ服	ポリオレフィン 布製つなぎ服	限定用途の 蒸気不浸透性 つなぎ服
WBGT値に加えるべき補正值（℃）	0	0	3	0.5	1	11

※補正值は、一般にレベル A と呼ばれる完全な不浸透性防護服に使用しないでください。

※重ね着の場合は、個々の補正值を加えて全体の補正值とすることはできません。

表 3. 作業の管理者向けの労働衛生教育

事項	範囲	時間
熱中症の症状	<ul style="list-style-type: none"> ◆熱中症の概要 ◆職場における熱中症の特徴 ◆体温の調節 ◆体液の調節 ◆熱中症が発生する仕組みと症状 	30分
熱中症の予防方法	<ul style="list-style-type: none"> ◆WBGT値（意味、基準値に基づく評価） ◆作業環境管理（WBGT値の低減、休憩場所の整備など） ◆作業管理（作業時間の短縮、熱への順化、水分と塩分の摂取、服装、作業中の巡視など） ◆健康管理（健康診断結果に基づく対応、日常の健康管理、労働者の健康状態の確認、身体の状況の確認など） ◆労働衛生教育（労働者に対する教育の重要性、教育内容と教育方法） ◆熱中症予防対策事例 	150分
緊急時の救急処置	<ul style="list-style-type: none"> ◆緊急連絡網の作成と周知 ◆緊急時の救急措置 	15分
熱中症の事例	<ul style="list-style-type: none"> ◆熱中症の災害事例 	15分

※事業者が自ら労働衛生教育を行うことが困難な場合は、関係団体が行う教育を活用する方法があります。

表 4. 労働者向けの労働衛生教育（雇入れ時または新規入場時）

事項	範囲
熱中症の症状	<ul style="list-style-type: none"> ◆熱中症の概要 ◆職場における熱中症の特徴 ◆体温の調節 ◆体液の調節 ◆熱中症が発生する仕組みと症状
熱中症の予防方法	<ul style="list-style-type: none"> ◆WBGT値の意味 ◆現場での熱中症予防活動（熱への順化、<u>水分と塩分の摂取</u>、服装、日常の健康管理など）
緊急時の救急処置	<ul style="list-style-type: none"> ◆<u>緊急時の救急措置</u>
熱中症の事例	<ul style="list-style-type: none"> ◆熱中症の災害事例

※下線部については、朝礼などの際に繰り返し教育しましょう。

<もっと詳しく!>

厚生労働省のホームページでは、「職場における労働衛生対策」で、熱中症予防の取組みを紹介しています。

職場における労働衛生対策
検索

ご不明な点などは、お近くの都道府県労働局または労働基準監督署へお問い合わせください。

番 号
平成 28 年 5 月 日

別紙関係団体の長 あて

群馬労働局長

平成 28 年の職場における熱中症予防対策の重点的な実施について

労働行政の推進につきましては、平素より格別の御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、職場での熱中症対策については、これまでも予防対策の実施をお願いしてまいりましたが平成 27 年の職場における熱中症による死亡者数は全国で 29 人と一昨年比 17 人増で、建設業 11 (+5) 人、警備業 7 (+7) 人、製造業 4 (+3) 人、運送業 1 人、その他 6 人となっており一昨年には群馬県内においても建設業で 1 人が熱中症により死亡しています。

また、県内の過去 5 年間の休業 4 日以上熱中症による死傷者 50 人の分析では、製造業、建設業の順に多く発生しており、90%は 7 月、8 月に発症しています。

今般、気象庁から気温の見通しが発表され、関東甲信地方 3 か月予報によると、6 月から 8 月までは暖かい空気に覆われやすく 40%以上の確率で気温は平年並みかやや高いとされ、夏季に向け引き続き熱中症予防対策の的確な実施が求められます。

このようなことを踏まえ、職場における熱中症予防対策について、特に、建設業及び建設現場に付随して行う警備業（以下「建設業等」という。）並びに製造業について下記のとおりまとめましたので、貴職におかれましては、職場での熱中症予防対策に一層の取組をいただくとともに会員事業場への周知等について特段の御理解、御協力をお願いいたします。

記

◎最重要事項

熱中症にかからないためには

- ・自覚症状の有無にかかわらずこまめに水分・塩分を摂りましょう
- ・休憩は風通しのよい涼しい場所で取りましょう
- ・直射日光や照り返しを遮るようにしましょう
- ・透湿性・通気性の良い服を着用しましょう
- ・睡眠不足・体調不良にならないよう健康管理に気を付けましょう
- ・少しでも体調不良を感じたときは、早めに申し出て医療機関で受診しましょう

1 建設業等での熱中症予防対策について

(1) 建設業等での熱中症発生状況等

建設業等は、業態として、炎天下の高温多湿作業場所で作業することが避けられず、WBGT値の低減対策が困難であることが多い。

また、熱中症の症状が出始めているのに作業を続けたため死亡に至ったり、単独作業のため倒れた後に迅速な救急処置がなされず死亡した事例がみられることから、建設業等での熱中症予防対策については、次の(2)を重点事項として、(3)のその他の具体的な実施事項と併せて取り組むこと。

(2) 建設業等での熱中症予防対策の重点事項

建設業等では、次の4項目を重点事項として、熱中症予防対策に取り組むこと。

ア 事前にWBGT予測値・実況値や高温注意情報等を確認し、作業中に身体作業強度に応じたWBGT基準値を超えることが予想される場合には、可能な限りWBGT値の低減を図り、単独作業を行わないようにする等の作業環境管理の見直しとともに、連続作業時間を短縮し、長めの休憩時間を設ける等の作業管理の見直しを行うこと。

特に、作業時間については、7、8月の14時から17時の炎天下等であってWBGT値が基準を大幅に超える場合は、原則作業を行わないこととするこも含めて見直しを図ること。

イ 作業者に睡眠不足、体調不良、前日に飲酒している、朝食が未摂取である等の状況や、感冒等による発熱、下痢等による脱水等の症状がみられる場合、熱中症の発症に影響を与えるおそれがあることから、作業者に対して日常の健康管理について指導するほか、朝礼等の際にその症状等が顕著にみられる作業者については、作業場所の変更や作業転換等を行うこと。

ウ 水分及び塩分の摂取確認表を作成する、朝礼等の際に注意喚起を行う、頻繁に巡視を行い確認する等により、作業者に、自覚症状の有無に関わらず水分及び塩分を定期的に摂取させること。

エ 今年初めて高温多湿作業場所で作業する作業者については、熱への順化期間を設ける等配慮すること。熱への順化期間については、7日以上かけて熱へのばく露時間を次第に長くすることを目安とすること。

(3) 建設業等でのその他の具体的な実施事項

ア 作業環境管理

(ア) 作業場については、直射日光や照り返しを遮る簡易な屋根の設置やスポットクーラー又は大型扇風機を使用し、かつ、当該場所又はその近傍に、臥床することができ、冷房を備えた休憩所、又は日陰等の涼しい休憩場所を確保すること。

(イ) 水分及び塩分の補給を定期的かつ容易に行うことができるようスポーツドリンクや経口補水液、塩飴等を用意すること。

(ウ) 冷たいおしぼり、水風呂、シャワー等の体を適度に冷やすことのできる物品及び設備を用意・設置すること。

イ 作業管理

(ア) 作業中は、作業者の様子に異常がないかを確認するため、管理・監督者が頻繁に巡

視を行うほか、作業者同士で声を掛け合う等、相互の健康状態に留意させること。

- (イ) 透湿性・通気性の良い服装（クールジャケット、クールスーツ等）を着用させること。また、直射日光下では通気性の良い帽子やヘルメット（クールヘルメット等）を着用させるほか、後部に日避けのたれ布を取り付けて輻射熱を遮ること。

ウ 健康管理

- (ア) 作業者が糖尿病、高血圧症、心疾患、腎不全、精神・神経関係の疾患、広範囲の皮膚疾患等の疾患を有する場合、熱中症の発症に影響を与えるおそれがあることから、作業の可否や作業時の留意事項等について、産業医等の意見を聴き、必要に応じて、作業場所の変更や作業転換等を行うこと。

- (イ) 心機能が正常な労働者については、1分間の心拍数が数分間継続して180から年齢を引いた値を超える場合又は作業強度がピークに達した時点から1分後の心拍数が120を超える場合は、熱へのばく露を止めることが必要とされている兆候であるので、作業中断も含めた措置を行う等作業者の健康管理を行うこと。

エ 労働衛生教育

作業を管理する者や作業者に対して、特に次の点を重点とした労働衛生教育を繰り返し行うこと。また、当該教育内容の実践について、日々の注意喚起を図ること。

- ・ 作業者の自覚症状に関わらない水分及び塩分の摂取
- ・ 日常の健康管理
- ・ 熱へのばく露を止めることが必要とされている兆候の把握
- ・ 緊急時の救急処置及び連絡方法

オ 救急措置

熱中症を疑わせる症状が現れた場合は、涼しい場所で身体を冷し、水分及び塩分の摂取等を行うこと。また、必要に応じ、救急隊を要請し、又は医師の診察を受けさせること。

2 製造業での熱中症予防対策について

(1) 製造業での熱中症発生状況等

製造業は、工場等屋内作業場では、スラブなど特定の高温物の輻射熱にさらされる作業、高温になる設備等の近くでの作業、風通しの悪い空間での作業等を行う場合や、一時的に屋外作業が生じる場合など、体が熱順化していない状態でWBGT値の高い環境において作業を行う場合が少なくない。

また、水分・塩分を定期的に摂取させていない例も多く、これらを踏まえ、製造業では熱中症予防対策について、次の(2)を重点事項として、(3)のその他の具体的な実施事項と併せて取り組むこと。

(2) 製造業での熱中症予防対策の重点事項

次の2項目を重点事項として、熱中症予防対策に取り組むこと。

- ア 事前にWBGT予測値・実況値や高温注意情報等を確認し、作業中に身体作業強度に応じたWBGT基準値を超えることが予想される場合には、作業計画の見直し等を行うこと。

イ 水分及び塩分の摂取確認表を作成する、朝礼等の際に注意喚起を行う、頻繁に巡視を行い確認する等により、作業者に、自覚症状の有無に関わらず水分及び塩分を定期的に摂取させること。

(3) 製造業でのその他の具体的な実施事項

ア 作業環境管理

(ア) 熱源がある場合には熱を遮る遮蔽物の設置、スポットクーラー又は大型扇風機の使用等、作業場所のWBGT値の低減を図ること。

(イ) 作業場所又はその近傍に、臥床することができ、風通しが良い等涼しい休憩場所を確保すること。

(ウ) 水分及び塩分の補給を定期的かつ容易に行うことができるようスポーツドリンクや経口補水液、塩飴等を用意すること。

イ 作業管理

(ア) 休憩時間をこまめに設けて連続作業時間を短縮するほか、WBGT値が最も高くなり、熱中症の発症が多くなり始める14時から16時に長目の休憩時間を設ける等、作業者が高温多湿環境から受ける負担を軽減すること。

(イ) 高温多湿作業場所で初めて作業する作業者については、順化期間を設ける等配慮すること。

(ウ) 透湿性・通気性の良い服装（クールジャケット、クールスーツ等）を着用させること。

(エ) 作業中は、作業者の様子に異常がないかどうかを確認するため、管理・監督者が頻繁に巡視を行うほか、作業者同士で声を掛け合う等、相互の健康状態に留意させること。

ウ 健康管理

(ア) 作業者に糖尿病、高血圧症、心疾患、腎不全、精神・神経関係の疾患、広範囲の皮膚疾患等の疾患を有する場合、熱中症の発症に影響を与えるおそれがあることから、作業の可否や作業時の留意事項等について、産業医等の意見を聴き、必要に応じて、作業場所の変更や作業転換等を行うこと。

(イ) 作業者に睡眠不足、体調不良、前日に飲酒している、朝食が未摂取である等の状況や、感冒等による発熱、下痢等による脱水等の症状がみられる場合、熱中症の発症に影響を与えるおそれがあることから、作業者に対して日常の健康管理について指導するほか、その症状等が顕著にみられる作業者については、作業場所の変更や作業転換等を行うこと。

エ 労働衛生教育

作業を管理する者や作業者に対して、特に次の点を重点とした労働衛生教育を繰り返して行うこと。また、当該教育内容の実践について、日々の注意喚起を図ること。

- ・ 作業者の自覚症状に関わらない水分及び塩分の摂取
- ・ 日常の健康管理
- ・ 熱へのばく露を止めることが必要とされている兆候の把握
- ・ 緊急時の救急処置及び連絡方法

オ 救急措置

熱中症を疑わせる症状が現れた場合は、涼しい場所で身体を冷し、水分及び塩分の摂取等を行うこと。また、必要に応じ、救急隊を要請し、又は医師の診察を受けさせること。

担当課

群馬労働局労働基準部

健康安全課

TEL:027-896-4736

別紙

熱中症予防対策要請先の労使関係20団体名簿

※順不同

- 1 (一社) 群馬労働基準協会連合会
- 2 建設業労働災害防止協会群馬県支部
- 3 陸上貨物運送業労働災害防止協会群馬県支部
- 4 林業木材製造業労働災害防止協会群馬県支部
- 5 群馬県砕石工業組合
- 6 (一社) 日本ボイラ協会群馬支部
- 7 (一社) 日本ボイラ協会群馬検査事務所
- 8 (一社) 日本クレーン協会群馬支部
- 9 (一社) 日本クレーン協会群馬検査事務所
- 10 (公社) 建設荷役車両安全技術協会群馬県支部
- 11 独立行政法人労働者健康安全機構 群馬産業保健総合支援センター
- 12 (一社) 群馬県経営者協会
- 13 群馬県中小企業団体中央会
- 14 群馬県商工会連合会
- 15 (一社) 群馬県商工会議所連合会
- 16 (公社) 群馬県医師会
- 17 群馬県火薬類保安協会
- 18 (一社) 群馬県警備業協会
- 19 群馬県建築業組合連合会
- 20 日本労働組合総連合会群馬県連合会